

千葉市水道施設立入検査実施要領

第1 目的

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び千葉市小規模水道条例（平成3年千葉市条例第57号。以下「条例」という。）に基づいて水道施設の立入検査を行う場合の検査項目・方法等を定め、水道施設の衛生管理の徹底を図ることを目的とする。

第2 実施方法

立入検査は、法第39条第4項及び条例第18条第3項の規定による証明書を有する職員が、実施する。

1 実施回数

年間計画に基づき実施する。ただし、飲料水汚染事故処理要領8その他的事象で定める情報を入手した場合や使用者等から苦情があり必要と認める場合は、隨時実施する。

2 立入検査は、原則として2名以上で実施する。

3 立入検査事項等

(1) 立入検査時の検査内容は、次のとおりとする。

ア 書類検査

イ 管理状況検査

ウ その他

(2) 上記の検査については、別記1・2に定める項目により実施する。

別記 1：専用水道・小規模専用水道

別記 2：簡易専用水道・小規模簡易専用水道

第3 立入検査後の措置

立入検査の結果は、次のとおり処理する。

1 立入検査を実施した場合には、立入検査結果書（以下「結果書」という。）

（様式第1号 保健所用・設置者用2枚複写）に記入し、設置者用を立会者に交付する。

2 結果書による指導のほか、必要と認める場合は、水道施設改善指導票（以下「指導票」という。）（様式第2号）により改善の指導を行う。

但し、改善の内容が相当期間を要する場合は、改善計画書（様式第3号）を提出させる。なお、指導票の交付条件は別記3の規定による。

3 指導票交付後、改善された場合は、遅滞なく改善報告書（様式第4号）を提出させるとともに必要に応じ現場確認を行う。

4 次のいずれかに該当する場合は、改善勧告（様式第5号）又は法第36条に規定する改善の指示（簡易専用水道については措置の指示）、条例第15条に規定する改善の指示（小規模簡易専用水道については措置の指示）（様式第6号）を行う。

また、改善計画書を提出させるとともに改善された場合は、遅滞なく改善報告書（様式第4号）を提出させ、改善結果について確認を行う。

- (1) 指導票を交付し、指導したにもかかわらず、その指導に従わない場合
- (2) 衛生上特に支障が生じるおそれがある場合
- (3) 改善の意思が認められない場合

5 法第37条及び条例第16条に規定する給水停止命令の必要があると認めた場合は、指導状況等を示す関係書類に保健所長の意見を付し、医療衛生部長に報告する。

6 立入検査及び改善指導状況等は水道施設管理システムに入力する。

第4 結果書、指導票等の保存

- 1 結果書、指導票、改善勧告書等は、5年間保存する。
- 2 改善指示書及び改善計画書は、20年間保存する。

第5 その他

本要領と建築物における衛生的確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）との立入検査に関する事項。

- 1 簡易専用水道、小規模簡易専用水道でビル管理法第2条の規定による特定建築物に該当する施設については、本要領は適用しない。
- 2 ビル管理法第5条の規定による届出がない施設の特定建築物における水道施設については、本要領を適用する。

附 則

この要領は、平成2年2月2日から適用する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成5年12月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現にこの要領による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。